

就学援助制度について

1 就学援助は、下記のような場合に受けることができます(例)。

- ・生活保護を受けている場合や、生活保護が停止又は廃止された場合
- ・世帯員全員の市民税が非課税の場合
- ・世帯員全員が国民年金掛金の免除を受けている場合
- ・児童扶養手当を受給している場合(児童手当ではありません。)
- ・その他就学が困難である状況に該当する場合(下記6 その他参照)

2 就学援助の内容について

就学援助は、新入学児童生徒学用品費(1年生のみ)、学用品費、校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代(最上位学年のみ)等に要する費用の一部をお支払いいたします。支払方法は、原則として、各学期末(7月、12月、翌年3月)に保護者指定金融機関口座にお振込みするものいたします。

3 就学援助の申請について

同封の申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、児童生徒が在籍する学校に対し、令和7年3月31日までに提出してください。ただし、4月1日以降であっても、家庭状況の変化等により就学援助を必要とする場合には、随時申請を受け付けておりますので、各学校又は輪島市教育委員会教育総務課にご相談ください。

4月に小学校または中学校に入学予定の兄弟姉妹がいて、すでに令和7年度分の就学援助申請書を提出している場合は再度提出する必要はありません。

4 4月1日以降において申請があった場合の就学援助の対象時期について

上記3ただし書のとおり4月1日以降に申請書を提出された場合において、下記5のとおり就学援助の認定を受けたときは、申請書を提出された月の翌月から就学援助の対象となります。下記[例]のとおり、4月に遡って就学援助の対象といたしませんので、あらかじめご了承ください。

[例：4月1日から同月30日に申請書を提出された場合]

翌月の5月から就学援助の対象となります。

5 就学援助認定の可否の決定・通知について

提出された申請書等の内容について、輪島市教育委員会では審査を行い、就学援助の認定の可否を決定します。その可否の決定後、速やかに通知いたします。

6 その他(その他就学が困難である状況に該当する場合)

上記1「その他就学が困難である状況に該当する場合」について、就学援助の認定の可否を決定する際には、所得証明が必要になります。

この所得証明は毎年7月に更新されることから、その更新前における認定の可否の決定に当たっては、その時点の所得証明を輪島市教育委員会が取得し、必要な金額を算出の上、上記5のとおり認定を受けたときは、「仮」で就学援助の対象といたします。

ただし、更新後の所得証明により、改めて認定の可否を決定します。その際に、不認定となった場合は、「仮」の就学援助の対象が取消しとなりますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたら、各学校又は輪島市教育委員会教育総務課へお問い合わせください。

輪島市教育委員会 教育総務課 Tel23-1171
